

島本町立第一中学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、島本町立第一中学校PTAと呼び、事務局を島本町立第一中学校に置きます。

第2章 目 的

第2条 本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、会員の資質の向上ならびに教育環境の整備、充実などにつとめます。

第3章 性 格

第3条 本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配、干渉も受けません。

第4条 本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申した協力しますが、学校管理や教職員の人事に干渉するものではありません。

第4章 組 織

第5条 本会は、下記会員をもって組織します。

島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わるもの（以下保護者という）及び本校教職員をもって会員とします。

第5章 事 業

第6条 本会は、第2条のための事業を行うものとします。

第6章 役員及び任務

第7条 本会に、下記の役員を置きます。

会 長	1名	学 級 委 員	各学級1名
副 会 長	2名	地 区 委 員 長	1名
書 記	1名（教職員）	地 区 委 員	各地区若干名
会 計	2名（うち1名は教職員）	文化・体育委員長	1名
会計監査委員長	1名	文化・体育委員	各学級1名
会計監査委員	2名	広 報 委 員 長	1名
学 級 委 員 長	1名	広 報 委 員	各学級1名

第8条 役員の任期は1年とします。但し再任をさまたげません。

第9条 役員の任務は次の通りです。

1. 会 長 本会を代表し、会務を総理します。
1. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在のときは会長の代理をします。

- 1. 書 記 各種会合の通知をし、会務を記録します。
- 1. 会 計 本会の収入、支出等の会計事務を行い、総会に報告します。
- 1. 会計監査 本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。
- 1. 委 員 長 その所属する委員会を代表し、会務を処理します。
- 1. 委 員 員 その所属する季長会委員会において会務を助けます。

第10条 総会の承認のもとに、本会に顧問を置くことができます。

顧問は本会の相談に応じます。但し、任期は1年とします。

第7章 機 関

第11条 本会に、下記の機関を置きます。

総 会	会計監査委員会	文化・体育委員会
役員総会	学級委員会	広報委員会
実行委員会	地区委員会	

第12条 定例総会は、毎年3月及び5月に開きます。臨時総会は、実行委員会または会員の5分の1以上の要求があった場合開きます。総会は会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。但し、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

3月総会＝決算及び新役員の承認等

5月総会＝行事計画及び予算の承認等

第13条 役員総会は総会につぐ決議機関で、役員及び学校長、教頭で構成し、実行委員会または役員の3分の1以上の要求があった場合を開き、実行委員会の提案事項などを審議します。役員の2分の1以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第14条 実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、学級委員長、地区委員長、文化・体育委員長、広報委員長、学校長及び教頭で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。

第15条 会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。

第16条 地区委員会は、それぞれの地区の会員を代表するものをもって構成し、各地区の総意をまとめ、本会との連絡及び趣旨の徹底を図ると共に、生徒の健全な育成につとめます。

第17条 学級委員会は、学級を代表するものをもって構成し、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるようつとめます。

第18条 文化・体育委員会は、会員の資質の向上、会員及び生徒の保健衛生と体位の向上につとめます。

第19条 広報委員会は、会員のために広報活動の活発化につとめます。

第20条 各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。

第8章 会 計

第21条 本会の経費は、会費、事業収入金及び自発的な寄付金でまかいます。

第22条 会費は、月額150円とします。

第23条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌3月31日におわります。

第24条 さげがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の決議により臨時会費を徴収することができます。

第9章 雑 則

第25条 本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。

第26条 本会は、役員選出規定を別に定めます。

第27条 本会の慶弔その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。

附 則（実施時期）

昭和23年4月	制定
昭和28年4月	一部改定
昭和29年4月1日	一部改定
昭和47年4月1日	一部改定
昭和58年5月17日	一部改定
昭和59年5月18日	一部改定
平成元年5月18日	一部改定
平成2年5月11日	一部改定
平成3年3月15日	一部改定
平成4年3月16日	一部改定
平成8年3月16日	一部改定
平成9年3月17日	一部改定
平成25年10月23日	一部改定

役員選出規定

- 第1条 会長、副会長、会計及び会計監査委員長の選出は、指名委員会において、会員中より選考のうえ候補者を選出し、総会において承認をうけます。
- 第2条 指名委員会は、下記により選出します。
1. 保護者会員から、定められた各地区1名ずつ（計5名）を推薦または無記名多数決により選出します。
 1. 実行委負会（教職員を除く）から2名を、推薦または無記名多数決により選出します。
 1. 教職員会員から2名を、推薦または無記名多数決により選出します。
 1. 指名委員は、前記第1条の役員候補になることができません。
- 第3条 学級委員長、地区委員長、文化・体育委員長及び広報委員長は、会員の中から候補者を推薦し、その中より会長、副会長、会計の選考により会長が委嘱します。なお、候補者の選出は、実行委員会で定められた地区からの推薦とします。
- 第4条 会計監査委員は会長、副会長、会計の推薦により会長が委嘱します。
- 第5条 地区委員は、各地区2～5名を選出し、会長が委嘱します。
- 第6条 学級委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。
- 第7条 広報委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。
広報委員会の推薦により若干名の委員を追加し、会長が委嘱できます。
- 第8条 文化・体育委員は、各学級で1名選出し、会長が委嘱します。
- 第9条 この規定の変更は、役員総会の決議を要します。

地区編成規定

- 第1条 本会は、校区を下記の地区に編成します。
広瀬 A 広瀬 B 青葉1 桜井 青葉2 桜井西側 水無瀬 A 水無瀬 B 江川1 江川2 高浜 （順不同）
- 第2条 役員選出規定、第2条、第1項の「定められた地区」とは次の通りです。
広瀬 A・広瀬 B 江川1・江川2 青葉1 桜井・青葉2 桜井西側
水無瀬 A・水無瀬 B 高浜（順不同）
- 第3条 第1条及び第2条の変更については、実行委員会の承認を経て総会に報告します。

慶弔規定（内規）

- 第1条 本会は会員相互の慶弔の意を表すため本規定を設けます。
- 第2条 慶弔の意を表すため、物品または現金を贈ります。
- 第3条 会員が死亡した場合
楮1対（又はこれに代わるもの10,000円を限度とする）と香料5,000円
代表者の会葬、但しPTA業務執行中に死亡した場合は別に協議して定めます。
- 第4条 教職員会員の父母、配偶者、子が死亡した場合
楮1対（又はこれに代わるもの10,000円を限度とする）と香料5,000円
代表者の会葬。（但し遠隔地の場合は弔電）

(附記) 教職員会員が公務またはP T A業務執行中に死亡または重傷を負った場合は別に協議して定めます。

第5条 島本町立第一中学校生徒が死亡した場合

楮1対(又はこれに代わるもの10,000円を限度とする)と香料5,000円

P T A代表者、当該学級委員の会葬。

第6条 島本町立第一中学校勤務の公費負担の職員が死亡した場合

楮1対(又はこれに代わるもの10,000円を限度とする)と香料5,000円

代表者の会葬。(但し遠隔地の場合は弔電)

第7条 本規定の適用を受けるものは、金品による返礼をしてはいけません。

第8条 本規定に関する経費は、本会が負担します。

第9条 本規定以外に関する場合は、その都度、実行委員会で協議します。

第10条 本規定を変更する場合は、実行委員会の決議が必要です。

附 則

本規定は昭和47年4月1日に制定しました。

昭和51年12月9日 一部改定

昭和57年4月1日 一部改定

昭和58年5月17日 一部改定

平成元年5月18日 一部改定

平成2年5月11日 一部改定

平成2年10月27日 一部改定

平成3年1月26日 一部改定

平成4年3月16日 一部改定

平成8年3月16日 一部改定

平成23年3月4日 一部改定

平成25年10月23日 一部改定

内 規

1. 生徒クラブ活動援助費について

スポーツ、文化活動で近畿大会規模以上の大会に参加する生徒に対して、交通費と宿泊費の合計の二分の一を補助します。

なお、全国大会等で町からの補助がある場合、その補助項目を除いた項目に対して、二分の一を補助します。但し一行事について30,000円を限度とし、これをこえる場合は実行委員会で協議し決定します。

2. P T A会員の集会参加等の出張について

実行委員会で参加を承認した、集会や研修会に出席するための交通費・宿泊費・参加費等の実費は、原則として本会が負担します。また、参加日当として一日当たり500円を支給します。

附 則

昭和60年3月2日 制定

平成4年3月16日 一部改定

平成8年3月16日 一部改定

平成9年3月17日 一部改定

島本町立第一中学校 PTA 規約集

PTA 規約
役員選出規定
地区編成規定
慶弔規定
内規

☆卒業まで保存のこと☆